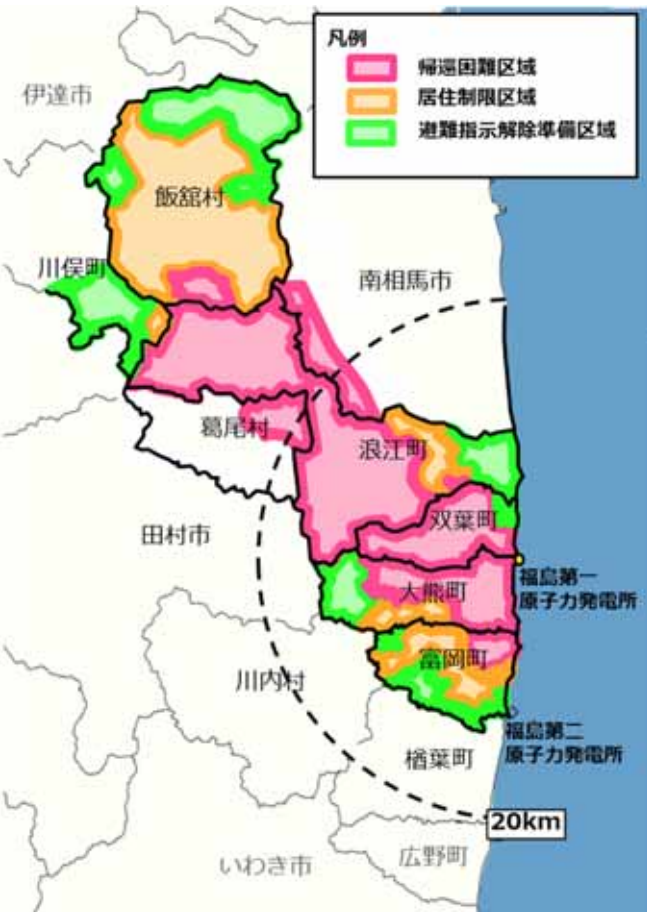


②原子力災害からの復旧・復興

避難指示区域等における営農再開の状況

南相馬市、広野町、川内村、田村市及び楡葉町の約2,500haで米の作付が本格的に再開。その他の地域でも米や花きの実証栽培等が開始されるなど、除染の進捗に応じて営農再開に向けた取組が進行。



(28年7月12日現在)

市町村	水稻(28年度の作付面積)	その他の品目(27年度の作付面積)
飯館村	25年産から実証栽培(1.4ha)	
南相馬市	25年産から実証栽培(5.9ha) 26年産から作付再開(1,781ha)	【野菜】H28.3.17に避難指示解除準備区域及び居住制限区域で出荷制限解除 【畜産】27年度から飼料作物の実証栽培(0.22ha)
川俣町 (山木屋地区)	25年産から実証栽培(1.5ha)	【花き】25年度からトルコギキョウの実証栽培 26年度から震災前にトルコギキョウ栽培を行っていた農家全戸で栽培再開(206a) 26年度からリンドウの実証栽培(30a) 【野菜】H28.3.17に出荷制限解除
浪江町	26年産から実証栽培(2.0ha)	【花き】26年度からリンドウ等の実証栽培(4a) 26年度からトルコギキョウ(9a)、27年度からリンドウを販売開始 【畜産】27年度から飼料作物及び牧草の実証栽培(0.2ha)
葛尾村	27年産から実証栽培(5.9ha)	【野菜】H28.3.17に避難指示解除準備区域及び居住制限区域で出荷制限解除 【畜産】26年度から牧草の実証栽培(0.08ha)
田村市 (20 km圏内)	25年産から作付再開(316ha)	【野菜】H25.3.29に出荷制限解除 【畜産】26年度から都路地区の農家が肉用牛の再開 27年度から牧草の実証栽培(0.22ha)
大熊町	26年産から試験栽培(0.08ha)	
川内村	25年産から作付再開(191ha) 25年産から実証栽培(0.03ha)	【そば】25年産から作付再開(70ha) 【野菜】H27.2.18に出荷制限解除 【花き】25年度からトルコギキョウを実証栽培(15a)・販売開始 26年度からリンドウを実証栽培し(20a)、27年度から販売開始
富岡町	26年産から実証栽培(3.0ha)	【野菜】27年度からバレイシヨの実証栽培(0.03ha)
楡葉町	28年産から作付再開(19.4ha)	【野菜】H27.2.18に出荷制限解除 【花き】27年度からトルコギキョウ等の実証栽培(1a)・販売開始 【畜産】26年度から牧草の実証栽培(0.3ha)
広野町	25年産から作付再開(161ha)	【花き】26年度からコギク等の実証栽培(11a) 25年度キク(10a)、27年度からカンパニユラの販売開始

福島県における産地の取組事例

あんぽ柿の出荷再開（伊達地方・25年12月）

【出荷再開への歩み】

江戸時代から続く福島県伊達地方の特産品「あんぽ柿」が原発事故後2年連続で加工自粛。

柿の樹体洗浄、加工再開モデル地区の設定、非破壊検査機の開発等の取組を経て、25年12月に3年ぶりに出荷を再開。

- 【27年産】 907トン出荷
- 【28年産】 1,250トンを目指
(震災前平成22年産出荷量1,423トンの約9割)



トルコギキョウの出荷再開（川俣町・26年8月）

【出荷再開への歩み】

川俣町山木屋地区はトルコギキョウのブランド産地として有名であったが、避難指示により営農活動を停止。

出荷再開に向けて25年に試験栽培を開始。避難先から車で通いながら作業を行うなどの制約もあったが、市場の品質評価も得て、26年より本格栽培を行い、同年8月に出荷を再開。

- 【27年産】
約2haで栽培
(震災前平成22年
栽培面積3.2haの約6割)



川俣町で栽培されたトルコギキョウ

復興牧場での酪農の再開（福島市・27年12月）

【復興牧場の設立】

原発事故による避難指示により休業していた酪農の2グループが酪農団体や企業の支援を受け、避難先の福島市内でそれぞれ復興牧場を設立。

【ミネロファーム】

24年10月から出荷を再開。
29年1月現在、147頭を飼養。

【フェリスラテ】

27年12月から出荷を再開。
29年1月現在、623頭を飼養。



フェリスラテ施設全景

米の作付再開（南相馬市・26年産）

【作付再開への歩み】

南相馬市では原発事故の影響により避難指示区域外でも稲の作付制限・自粛が行われたが、25年産米で実証栽培を実施し、26年産米から作付を再開。

- 【26年産】 99ha
- 【27年産】 720ha
- 【28年産】 1,781ha



原子力被災地域の営農再開に向けた支援策

除染については、環境省や農林水産省などの関係省庁が連携して取り組んでおり、当省は、農地・森林の効果的・効率的な除染に向けた技術開発等を推進。

避難されている住民の方々が帰還後速やかに営農再開できるように、除染の進捗状況にあわせた農業関連インフラの復旧、除染後の農地等の保全管理から作付実証、大規模化や施設園芸の導入、必要な資金の手当等の新たな農業への転換まで、一連の取組を切れ目なく支援。

(平成29年1月31日時点)

農地除染

	田村市	檜葉町	川内村	大熊町	葛尾村	川俣町	飯舘村	南相馬市	浪江町	富岡町	双葉町
対象面積 (ha)	140	830	130	170	470	600	1,900	1,700	1,500	670	100
農地除染の進捗率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	94	95	100	100

営農再開に向けた 条件整備

営農再開

- ◆ **農地、農業水利施設等のインフラ復旧**
 - 農地、農業水利施設等の災害復旧に対して支援、技術者の派遣
- ◆ **除染後農地等の保全管理**
 - 除染後から営農再開まで、農地、畦畔等における除草等の保全管理に対して支援
- ◆ **鳥獣被害防止対策**
 - 一斉捕獲活動や侵入防止柵等の設置に対して支援
- ◆ **営農再開に向けた作付実証**
 - 農産物が基準値を下回っていることを確認するための作付実証に対して支援
- ◆ **水稻の作付再開支援**
 - 水稻の作付再開に必要な代かきや畦畔の修復に対して支援
- ◆ **放射性物質の吸収抑制対策**
 - カリ質肥料の施用の実施を支援
- ◆ **農業用機械・施設等の導入支援**
 - 市町村のリース方式による農家負担無しの農業用機械・施設の導入を支援（被災地域農業復興総合支援事業）
 - 営農再開する農家に対して、農業用機械・施設、家畜の導入等を支援（原子力被災12市町村農業者支援事業）
- ◆ **新たな農業への転換**
 - 経営の大規模化や施設園芸への転換等、新たな農業への転換を支援

農地・森林を計画的に除染

国直轄除染地域（除染特別地域）内の農地・森林は、環境省が関係機関と連携して、除染実施計画に基づき、インフラ復旧や営農再開のスケジュールと連動して除染。

国直轄除染地域の進捗状況（平成29年1月31日現在）

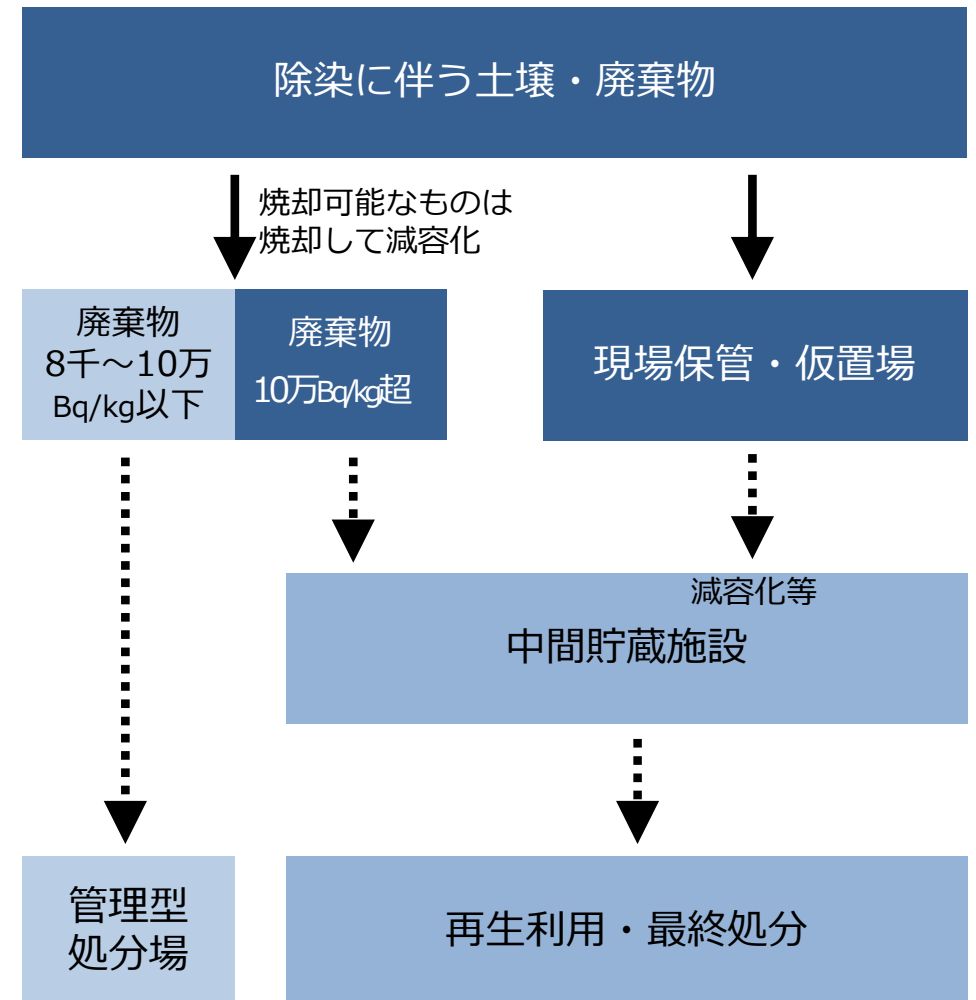
（単位：％）

	宅地	農地	森林	道路
田村市	100	100	100	100
楡葉町	100	100	100	100
川内町	100	100	100	100
飯館村	100	100	100	100
川俣町	100	100	100	100
葛尾村	100	100	100	100
大熊町	100	100	100	100
南相馬市	96	94	92	94
富岡町	100	100	100	100
浪江町	95	95	99	91
双葉町	100	100	100	100

資料：環境省除染情報サイト

注：数値は実施率。なお、除染作業はすべて発注済み。

福島県における除去土壌等の処理（イメージ）



実証事業の結果を踏まえて、農地の除染を推進

現地のは場で行った実証試験で、表土の削り取りにより土壌の放射性セシウム濃度が8～9割減少するなどの効果を確認。この結果を踏まえ、環境省が関係省庁と連携して、土壌の放射性セシウム濃度に応じてそれぞれ技術を適用して農地を除染。

土壌の放射性セシウム濃度	適用する主な技術	適用例	
～5,000Bq/kg	反転耕、移行低減栽培（※）、 表土の削り取り（未耕起圃場） （※ 作物による土壌中の放射性セシウムの吸収を抑制するため、カリウム肥料を施用する栽培方法。	 反転耕（畑、水田、牧草地）	 移行低減栽培
5,000～10,000Bq/kg	表土の削り取り、反転耕、水による土壌攪拌・除去	 表土の削り取り（畑、水田、牧草地）	 水による土壌攪拌・除去（水田）
10,000～25,000Bq/kg	表土の削り取り		
25,000Bq/kg～	固化剤を用いた表土の削り取り、 芝・牧草のはぎ取り	 固化剤を用いた削り取り	 芝・牧草のはぎ取り

ため池等の放射性物質による影響調査と対策を実施

ため池については、放射性物質の実態を把握するとともに、利用や管理に及ぼす影響を軽減するための対策を検討するため各種調査を実施。

調査結果を踏まえ、利用・管理に支障が生じているため池については、その影響に応じて、放射性物質対策を推進。

福島県のため池調査結果

水質の放射性セシウム濃度（平成26年度）

	避難指示区域外		避難指示区域			
			避難指示解除準備		居住制限・帰還困難	
検出下限値未満	2,234	98%	145	97%	73	53%
検出	53	2%	5	3%	65	47%
計	2,287	100%	150	100%	138	100%
最高 (Bq/L)	9		5		86	

注：検出下限値は、 ^{134}Cs 、 ^{137}Cs ともに1Bq/L

底質の放射性セシウム濃度（平成26年度）

乾重量当たり濃度 (Bq/kg)	避難指示区域外		避難指示区域			
			避難指示解除準備		居住制限・帰還困難	
～1千	638	24%	21	13%	2	2%
1千超～1万以下	1,577	60%	107	65%	25	18%
1万超～10万以下	429	16%	37	22%	81	57%
10万超～	3	0%	-	-	33	23%
計	2,647	100%	165	100%	141	100%
最低～最高 (Bq/kg)	<20～222,000		13～69,000		150～690,000	

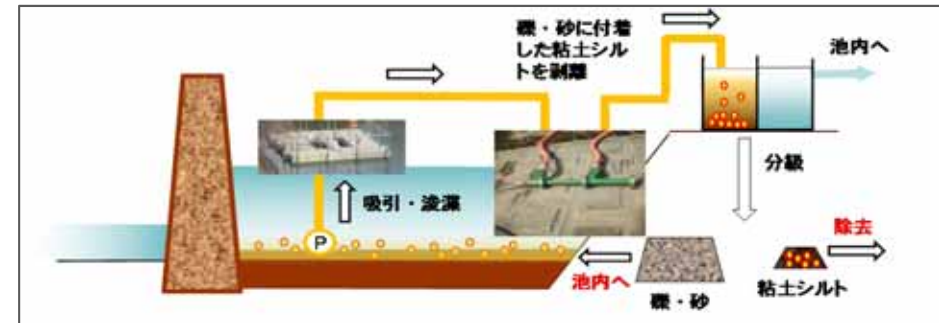
ため池の放射性物質対策工法の例

①底質の原位置固定（固化・反転）



放射性セシウム濃度の高い底質を固化材を使用して固化する工法や、高濃度の底質（表層）と低濃度の底質（下層）をそれぞれ土壌改良して上下で入れ替える（反転）工法がある。底質からの巻き上がりや、底質からの溶出を抑制する。

②除去・減容化



水中の底質を吸引後、エジェクターにて底質の細粒分を剥離し、さらにふるい分け・凝集沈殿により細粒分のみを取り出して回収する。放射性セシウム濃度の低い粗粒分は、池敷に戻す。

避難指示区域等における農地・農業用施設等の復旧

避難指示解除準備区域等の営農再開に向けて、農地・農業用施設等の災害復旧事業を迅速に実施。県や市町村による農地・農業用施設等の災害復旧事業が迅速に進むよう支援。農地の除染と区画整理等農地整備の一体的実施に向けた取組を推進。

これまでの主な取組

農業用施設等の復旧

- 南相馬市の排水機場について、知事から要請を受け、直轄で復旧工事を実施中。2 機場は本格運転が可能。残り 5 機場は平成30年度までに段階的に復旧予定。
- 国営かんがい排水事業「請戸川地区」の大柿ダム、幹線用水路等について、直轄で復旧工事を実施中。
- 農地海岸については、県が復旧工事を実施中。



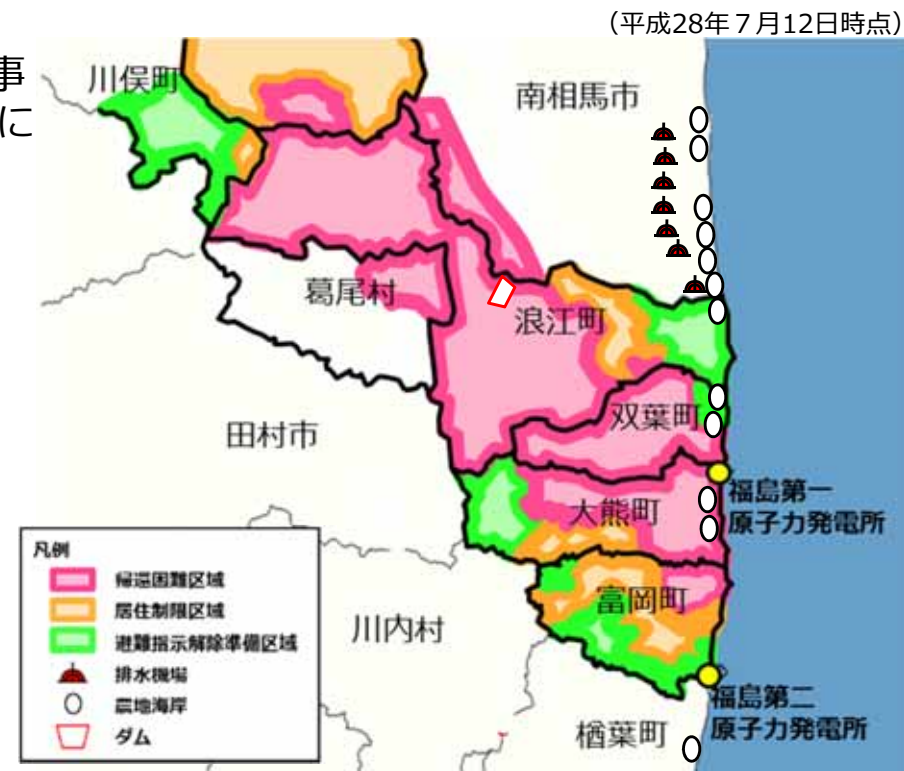
排水機場の復旧状況(谷地排水機場)

農地の除染と区画整理等農地整備の一体的実施

- 関係機関からなる推進体制を整備し、農地の除染と農地整備を一体的に実施。モデル地区のうち、川俣町は完了し、郡山市は実施中。

今後の主な取組

- 請戸川地区については、営農再開を踏まえ、段階的に復旧する方針。（早期の営農再開を希望する区域では、当面、地区内河川の自流を活用したかんがい用水確保を検討。）
- 県や市町村に対し復旧・整備の方針検討等の支援を推進。県や市町村は、それらの結果等を活用し、農地やため池等の災害復旧事業に順次着手。



農林畜産物に含まれる放射性物質の低減対策の実施

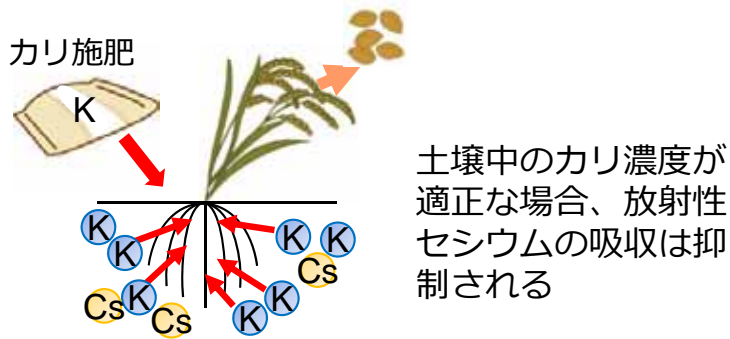
放射性セシウムの基準値を下回る農林畜産物のみが流通するよう、品目ごとの特性に応じて、放射性物質の低減対策、吸収抑制対策や収穫後の検査等の取組を推進。

引き続き、生産現場の協力を得て、放射性物質の低減対策の徹底を図る。

米

農地の反転耕等による放射性物質の低減対策やカリ施肥による吸収抑制対策を実施。
基準値を超過した米の流通を防ぐ取組を実施。

カリ施肥による稲の吸収抑制対策



米の放射性セシウム検査



福島県産米の全袋検査

畜産物

畜産物が食品の基準値を超える放射性セシウムを含まないように、暫定許容値以下の飼料の給与など家畜の飼養管理を実施。

牛肉については、食品の基準値以下のもののみが流通するよう全頭検査・全戸検査を実施。

飼料の放射性セシウムの暫定許容値
牛・馬：100Bq/kg、豚：80Bq/kg、鶏：160Bq/kg

牧草の放射性物質の吸収抑制対策

・反転耕等による牧草地における放射性物質の低減対策の推進



重機を活用した反転耕



ストーンクラッシャーによる石礫破碎



急傾斜牧草地での無線トラクターの活用

きのこ

きのこが食品の基準値を超える放射性セシウムを含まないように、きのこ原木等に含まれる放射性物質濃度の指標値を設定。（きのこ原木：50 Bq/kg、菌床用培地：200 Bq/kg）

指標値を満たすきのこ原木等の導入や、原木の洗浄など放射性物質による汚染を低減させる技術の普及等を通じて、基準値以下のきのこ生産を実施。

具体的な取組



きのこ原木・ほだ木の導入支援



放射性物質の防除施設（ほだ木洗浄機械等）の整備

農林水産物に含まれる放射性物質の濃度水準は低下

農畜産物に含まれる放射性物質の濃度水準は低くなっており、28年度は基準値を超過するものはない。きのこ・山菜類、水産物では、基準値を超過したのが見られるが、超過割合は減少。

農林水産物の放射性物質の検査結果^{注1}（17都県^{注2}）（平成29年1月31日現在）

品目	～23年度末 基準値 超過割合 ^{注3}	24年度 基準値 超過割合 ^{注4}	25年度 基準値 超過割合 ^{注4}	26年度 基準値 超過割合 ^{注4}	27年度 ^{注4}		28年度（～平成29年1月31日） ^{注4}		基準値超過品目	
					基準値 超過割合	基準値超過点数 （検査点数）	基準値 超過割合	基準値超過点数 （検査点数）	28年度 （27年度）	
農 畜 産 物	米 ^{注5}	2.2 %	0.0008 %	0.0003 %	0.00002 %	0 %	0 (1,050万)	0 %	0 (1,020万)	—
	麦	4.8 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 (323)	0 %	0 (225)	—
	豆類	2.3 %	1.1 %	0.4 %	0.1 %	0 %	0 (1,813)	0 %	0 (954)	—
	野菜類	3.0 %	0.03 %	0 %	0 %	0 %	0 (12,205)	0 %	0 (9,531)	—
	果実類	7.7 %	0.3 %	0 %	0 %	0 %	0 (2,783)	0 %	0 (2,081)	—
	茶 ^{注6}	8.6 %	1.5 %	0 %	0 %	0 %	0 (127)	0 %	0 (99)	—
	その他 地域特産物	3.2 %	0.5 %	0 %	0 %	0.1 %	1 (723)	0 %	0 (473)	— (そば)
	原乳	0.4 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 (1,414)	0 %	0 (1,154)	—
	肉・卵 (野生鳥獣肉除く)	1.3 %	0.005 %	0 %	0 %	0 %	0 (225,911)	0 %	0 (177,909)	—
きのこ・山菜類	20 %	9.2 %	2.6 %	1.2 %	1.0 %	87 (8,433)	0.8 %	69 (8,622)	コシアブラ、タラノメ等9品目 (フキノトウ、タラノメ等13品目)	
水産物	17 %	5.6 %	1.5 %	0.5 %	0.07 %	14 (18,801)	0.07 %	10 (14,845)	イワナ、ヤマメ等5品目 (イワナ、ギンブナ等6品目)	
農林水産物計	3.4 %	0.02 %	0.005 %	0.002 %	0.001 %	102 (1,077万)	0.001 %	79 (1,041万)	～23年度末検査総数：139,376点 24年度検査総数：1,059万点 25年度検査点数：1,130万点 26年度検査点数：1,126万点	

(注1) 厚生労働省及び自治体等が公表したデータに基づき作成。

(注2) 「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部決定）で対象自治体としている17都県。ただし、水産物については全国を集計。

(注3) 平成24年4月施行の基準値（100 Bq/kg）を超過した割合（原乳については50 Bq/kg）。なお、茶は、荒茶や製茶の状態で500 Bq/kgを超過した割合。

(注4) 穀類（米、大豆等）について、生産年度と検査年度が異なる場合は、生産年度の結果に含めている。

(注5) 福島県で行った23年度産の緊急調査、福島県及び宮城県の一部地域で24年度以降に行った全袋検査の点数を含む。

(注6) 24年度以降の茶は、飲料水の基準値（10 Bq/kg）が適用される緑茶のみ計上。

地域農業の将来像の策定とその実現に向けた支援

平成27年8月に設立された福島相双復興官民合同チーム（営農再開グループ）に東北農政局の職員が参加し、福島県と連携し、将来展望を持って地域農業が再生できるよう、市町村における農業者の意向把握や地域農業の将来像策定を支援するとともに、その実現に向けた農業者の取組を支援していくこととしている。

福島相双復興官民合同チーム（平成27年8月発足）の営農再開グループ

◆ 体制

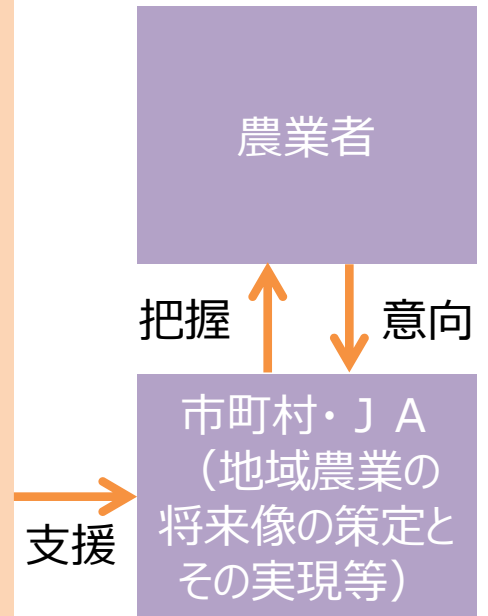
- 国（震災復興参事官室）及び福島県（農業普及所）が一体となった組織を形成

◆ 活動方針

- 農業は、農地の利用や水の管理等で、地域的なまとまりが不可欠であることから、地域農業の将来像の策定と、その実現に向けた農業者の取組を支援

◆ 活動内容

- ①地域農業の将来像の策定目標の設定（策定地域の範囲・策定期等）
- ②農業者の意向確認に対する支援（内容・経費等）
- ③集落の相談会・座談会への参加（大規模化、施設園芸への転換等について情報提供）
- ④策定した地域農業の将来像に基づく営農体制（個人・集落営農・法人等）の構築への支援
- ⑤営農再開に必要な施設・機械導入、大規模化等への支援、技術・経営指導等



福島相双復興官民合同チームの営農再開グループの活動実績

営農再開グループの訪問実績（平成28年12月31日現在）

市町村名	市町村との打合せ、懇談会等		普及活動による訪問回数
	訪問回数	延べ出席者数	
南相馬市	86	2,570	665
広野町	25	209	235
川内村	58	664	611
楡葉町	64	604	191
川俣町 山木屋	130	2,007	113
田村市 都路	35	282	216
飯舘村	108	1,666	79
浪江町	47	1,688	153
大熊町	24	153	39
富岡町	44	1,013	61
葛尾村	85	1,097	201
双葉町	32	237	19
J A 等	43	929	
合計	781	13,119	2,583

6次化等に向けたコンサルティング支援（平成28年12月31日現在）

市町村名	コンサルティング等の実施件数	備考
田村市都路町	2	販路開拓・商品開発、事業計画
南相馬市原町区	4	法人化、販路開拓、商品開発
浪江町	1	販路開拓、商品開発
葛尾村	1	事業計画
川内村	2	財務分析、販路開拓
楡葉町	2	事業計画、法人化
合計	12	

聞き取った主な要望

- ①安全な農作物が生産できることを確認する試験栽培・実証栽培の支援をしてほしい
- ②農業用機械・施設の支援をしてほしい
- ③農産物の販路確保への支援をしてほしい
- ④除染後農地の保全管理を支援してほしい
- ⑤鳥獣被害対策をしっかりと行い戻って営農再開できるようにしてほしい
- ⑥帰還しない方の農地の保全管理を支援してほしい
- ⑦農作物の放射性物質モニタリングを継続して取り組んでほしい
- ⑧地域営農ビジョン作成を支援してほしい
- ⑨地域営農の担い手確保を支援してほしい
- ⑩畜産の営農再開を支援してほしい
- ⑪避難先での営農再開を支援してほしい

原子力被災12市町村の認定農業者708名のうち、訪問を受け入れると回答があった522名を対象に、平成28年7月から11月にかけて訪問を行った。

1 訪問結果

- ・ 帰還前の認定農業者288名のうち帰還を考えている方は、180名（63%）であった。
- ・ 営農再開済み農業者または営農再開を希望している農業者は、444名（訪問した農業者全体の85%）であった。

2 営農再開に向けた主な意見・要望

- ① 個人や小規模でも対象となる補助事業の創設
- ② 風評対策や販路の確保への支援
- ③ 担い手不足や雇用労働力の確保への支援
- ④ 集落営農への支援
- ⑤ ほ場整備やパイプラインの整備等への支援

3 今後の取組について

- ・ 意見・要望のフォローアップ
- ・ 「原子力被災12市町村農業者支援事業」の利用促進
- ・ 集落営農の育成、活動や生産面の課題解決支援等を通じて12市町村における農業の復興を図る。

被災12市町村において避難指示の解除が進みつつある中、営農を再開する農業者を対象に、農業用機械・施設や家畜の導入等の初期投資に対する支援を行うことで、営農再開を加速化する。

原子力被災12市町村農業者支援事業

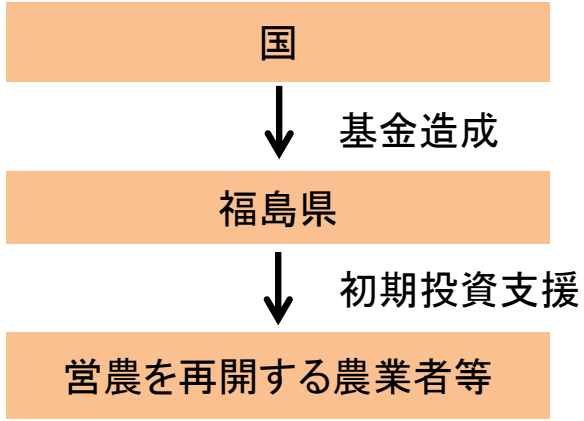
■対象者

被災12市町村において、営農再開等を行う農業者等（農業者、集落営農組織、農業法人等）

■補助率

3 / 4

■資金の流れ



■補助対象経費

- ・ 農産物の生産、流通、販売に必要な機械の導入に要する経費
- ・ 農産物の生産に必要な施設の整備及び施設の導入に必要な撤去に要する経費
- ・ 果樹の新植・改植、花き等（生産が複数年継続するもの）の種苗等の導入に要する経費
- ・ 肉専用繁殖雌牛、搾乳用雌牛、純粋種豚、繁殖用雌豚の導入に要する経費

■補助対象経費の上限額

原則1,000万円（特認3,000万円）



ロボットトラクターの無人走行試験

農機メーカーのほか、地元の農業生産法人の協力を得て大区画ほ場での試験区を設けた超省力技術の実証試験を実施。
また、帰還困難区域・居住制限区域での農地の保全管理への利用も検討。



農作業用アシストスーツの改良

地元ロボット企業と連携してより農作業に適応したロボットとなるようにアシストスーツを改良。



法面用除草ロボットの開発

除染後のほ場や畦畔等の除草管理作業に活用できる除草ロボットを開発。



苗木植栽ロボットの開発

復旧が進む海岸防災林の造成地において、海岸特有の砂地・密植という条件下での苗木植栽ロボットを開発・実証。



福島県における林業再生に向けた取組

環境省と役割分担の下、

- ①森林内のモニタリング（森林における放射性物質の動態把握）
- ②技術の検証・開発（森林における放射性物質の拡散防止等のための技術検証・開発）
- ③技術の実証（避難指示解除準備区域等における林業再生に向けた技術の実証）
- ④林業再生対策（間伐等の森林整備と放射性物質対策を一体的に推進する林業再生対策）等を実施中。

復興庁、農林水産省、環境省の3省庁の大臣による「福島県の森林・林業の再生のための関係省庁プロジェクトチーム」において、今後の総合的な取組をとりまとめ、上記のほか里山再生モデル事業など連携した取組を実施中。



樹木の試料採取

①森林内のモニタリング



土砂移動の測定

②技術の検証・開発



植栽木の濃度測定

③技術の実証



機械による間伐

④林業再生対策（注）

注：林業再生対策においては、

ア) 空間線量率等の調査、森林所有者の間伐同意取付

イ) 県、市町村等による、間伐等の森林整備と枝葉の処理や木柵の設置等の放射性物質対策の一体的実施等を実施。

福島県の森林・林業の再生に向けた総合的な取組（里山再生モデル事業）

福島県民の生活環境における安全・安心の確保、森林・林業の再生に向けた取組の一つとして「里山再生モデル事業」を実施。

目的

地域の要望を踏まえ選定したモデル地区において、里山再生を進めるための取組を総合的に推進し、その成果を、的確な対策の実施に反映。

対象

避難指示区域（既に解除された区域も含む。）及びその周辺の地域。

事業概要・イメージ

モデル地区において、各種事業を組み合わせ実施。地域住民の安全・安心の確保や振興を図りつつ里山の再生を進める。



モデル地区選定

現在まで10カ所をモデル地区として選定。それ以外の地区については、引き続き市町村と調整を行い、整ったところから順次選定していく。

第1回選定（平成28年9月6日）
 川俣町（第二親子の森）、広野町（Jヴィレッジスタジアム周辺）、川内村（かわうち保育園周辺）、葛尾村（村営住宅団地周辺）

第2回選定（平成28年12月22日）
 相馬市（玉野集落周辺）、二本松市（観音丘陵遊歩道周辺）、伊達市（雨乞山）、富岡町（グリーンフィールド富岡周辺）、浪江町（立野地区）、飯舘村（村民の森あいの沢周辺）



福島県における漁業再生に向けた取組

福島県沖における操業自粛が長期化する中、平成24年6月下旬から、放射性物質の値が低い海域・種について試験的な操業・販売を実施（順次、漁業種類・対象種・海域を拡大）。

引き続き、協議会等における検討に参画し、漁業再開に向けた試験操業の取組を支援するとともに、放射性物質の汚染源や、水生生物に取り込まれる経路の解明等を実施。

福島県によるモニタリング検査で、放射性セシウムの値が基準値以下の状態が一定期間続いていることを確認した上で、福島県地域漁業復興協議会及び福島県下漁業協同組合長会で協議し、試験操業対象種として決定（試験操業対象漁業種類・海域についても同様）。

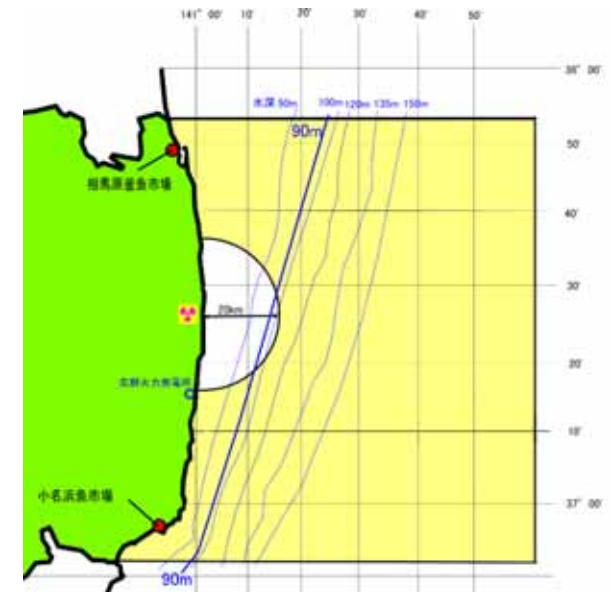
<相馬・双葉地区> ○ 平成24年6月から底びき網漁船により、3種に絞った試験操業・販売を開始。

<いわき地区> ○ 平成25年10月より底びき網漁業による試験操業を開始。

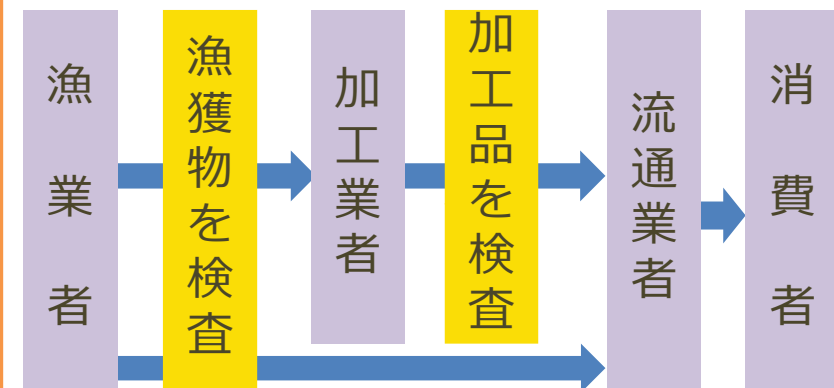
安全性を確認した上で、対象種及び海域を順次拡大。

漁獲された水産物は、福島県内に加え、仙台、東京等の市場に出荷。

試験操業海域 平成29年1月31日現在



漁獲物の流れ



試験操業の漁業種類：全13漁業種（平成29年1月31日現在）

底びき網漁業、刺網漁業、流し網漁業、沖合たこかご漁業、沿岸かご漁業、船びき網漁業、潜水漁業、貝桁網漁業、はえ縄漁業、アサリ養殖業、釣り漁業、はもかご漁業、どう漁業

試験操業の対象種：全97種（平成29年1月31日現在）

【魚類71種】 アイナメ、アオメエソ、イシガレイ、コウナゴ、シラス、ヒラメ、ホシガレイ、マアナゴ、マアジ、マイワシ、マガレイ、マサバ、マダラ等

【甲殻類8種】 ガザミ、ケガニ、ズワイガニ、ホッコクアカエビ等

【イカ・タコ類7種】 スルメイカ、マダコ、ミスダコ、ヤナギダコ、ヤリイカ等

【貝類9種】 アサリ、アワビ、シライトマキバイ、ホッキガイ等

【その他2種】 オキナマコ、キタムラサキウニ

食品中の放射性物質対策のリスクコミュニケーション

風評被害への対応については、「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」において、政府全体で包括的に対応している。平成26年6月に、風評対策の強化を図るため、取り組むべき施策を体系的に整理し、新たに3つの強化指針を定めた「風評対策強化指針」が取りまとめられた。

農林水産物の風評被害払拭については、科学的な見地に基づいて正確でわかりやすい情報提供と丁寧な説明を行うことが重要。食品中の放射性物質の検査結果や農林水産現場での取組等を、関係府省等と連携し、ホームページや広報資材を活用し、幅広く発信している。

関係府省（消費者庁、内閣府食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省）は連携して、食品中の放射性物質対策に関するリスクコミュニケーションに重点的に取り組んでおり、平成28年度は、意見交換会を全国で9回開催。

「風評対策強化指針」のポイント

強化指針 1

風評の源を取り除く

- (1) 被災地産品の放射性物質検査の実施
- (2) 環境中の放射線量の把握と公表

強化指針 2

正確でわかりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ

放射線に関する情報提供及び国民とのコミュニケーションの強化

強化指針 3

風評被害を受けた産業を支援する

- (1) 被災地産品の販路拡大、新商品開発等
- (2) 国内外からの被災地への誘客促進等

食品中の放射性物質対策に関する4府省連携意見交換会の開催



平成28年度は全国9回開催

開催日	開催場所
平成28年7月23日	東京都江東区※
平成28年7月30日	宮城県仙台市※
平成28年8月6日	大阪府大阪市※
平成28年8月28日	東京都世田谷区※
平成28年8月29日	福島県郡山市
平成28年9月2日	東京都千代田区
平成29年1月30日	福島県郡山市
平成29年2月2日	東京都千代田区
平成29年2月17日	大阪府大阪市

※親子参加型イベントに出展

「食べて応援しよう！」～被災地産食品の利用・販売を推進～

MAFF

「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、生産者、消費者等の団体や食品産業事業者等、多様な関係者の協力を得て、被災地産食品の販売フェアや社内食堂等での積極的利用の取組を推進。(23年4月～)

関係省庁との連携により、経済団体、食品産業団体、都道府県、大学等に対し、被災地産食品の販売促進を依頼する文書を発出。(24年8月、25年6月、26年8月、27年10月、28年10月)

全府省庁の食堂・売店において、積極的に被災地産食品を利用・販売。

福島県産農産物については、産地と連携しつつ出荷時期に合わせて効果的にPRを行う取組を支援。



「食べて応援しよう！」とは、被災地やその周辺地域で生産・製造されている農林水産物・食品（被災地産食品）を積極的に消費することで被災地の復興を応援する運動



子ども霞が関見学デー「福島県産食品販売フェア」を農林水産省で開催（28年7月）



13省庁による「第2回霞が関ふくしま復興フェア」(28年7月～8月)

これまでの取組：**1,556件**
うち被災地産食品販売フェア等：**1,231件**
社内食堂等での食材利用：**221件**
(23年4月～28年12月末までの間)



セブン&アイホールディングスによる「東北かけはしプロジェクト」(28年3月)

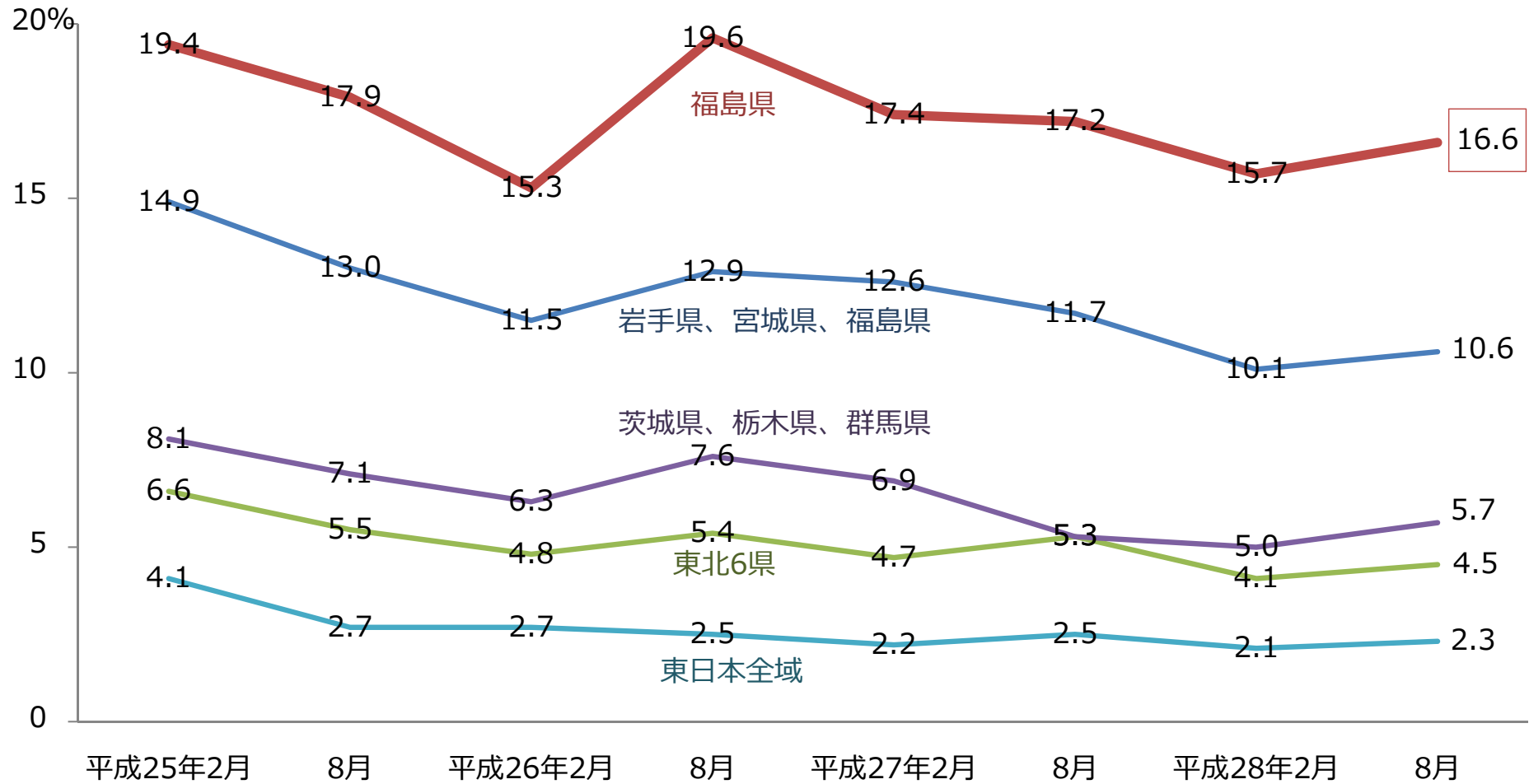


神奈川支局による被災地産食品を使用したお弁当を食べる取組(28年3月)

【参考】食品についての風評の現状

被災地産の食品の購入をためらう消費者が一定程度存在している。特に、福島県産の食品については、高い割合となっている。

食品を買うことをためらう産地



資料：消費者庁「風評被害に関する消費者意識の実態調査（第8回）」

注：全回答者（5,176人）のうち、産地を気にする人が放射性物質を理由に購入をためらう産地として選択した産地の割合

福島県産の農産物等について、流通業者や消費者向けのイベントを展開するとともに、バイヤーやメディアを対象とした福島県産品の魅力、安全性を伝える産地説明会等を実施。

平成28年度の実施内容

<国内に向けた情報発信等>

量販店等におけるイベント

量販店や百貨店等において、販売フェア（延べ285店舗）や福島県知事・副知事によるトップセールスを21回実施（札幌、東京、大阪、県内）。

商談会・交流会

食品事業者向けの商談会・交流会を首都圏で開催。

バイヤー・メディア向け産地説明会

バイヤーやメディアを対象とした福島県産品の魅力や安全性を伝える産地説明会等を実施。

このほか、テレビCMやウェブを通じた情報発信、県内市町村や民間団体が行うPR事業への支援等を実施。

<海外に向けた情報発信等>

福島県や、福島県内の民間団体等による東南アジアやヨーロッパ等におけるプロモーション活動を実施。



百貨店における福島フェア
(H28.6 東京都)



卸売市場における知事のトップセールス
(H28.7 東京都)



メディア向け産地説明会（水産）
(H28.9 福島県)



バイヤー向け産地説明会（福島牛）
(H28.10 福島県)



福島県産農林水産物・加工品の商談会
(H29.1 東京都)



海外での桃の試食販売
(H28.8 シンガポール)

【参考】 福島県農林水産業再生総合事業

福島県の農林水産業の再生に向けて、生産から流通、販売に至るまで、風評の払拭を総合的に支援。

生産段階

第三者認証GAP等取得促進事業

- ・ 第三者認証GAP等の取得経費
- ・ 研修会の開催
- ・ GAP指導員の育成
- ・ 産地のGAPの実践内容を確認するためのシステムの構築 等

環境にやさしい農業拡大事業

- ・ 有機JASの認証取得経費
- ・ 有機農産物等の生産・出荷に必要な施設・機械の導入
- ・ 商談会・産地見学会を通じた新たな販路開拓 等

水産物競争力強化支援事業

- ・ 水産エコラベルの認証取得経費
- ・ 認証水産物のPR活動
- ・ 高鮮度流通による付加価値向上に必要な操業手法の改良 等

農林水産物の検査の推進

- ・ 国のガイドライン等に基づく放射性物質の検査
- ・ 産地における自主検査と検査結果に基づく安全性のPR

流通・販売段階

福島県産農産物等流通実態調査事業

国が、福島県産農林水産物等の販売不振の実態と要因を調査

販路拡大タイアップ事業

生産者の販路開拓等に必要な専門家による指導・助言

農産物等戦略的販売促進事業

- ・ 量販店での販売コーナーの設置
- ・ オンラインストアにおける特設ページの開設
- ・ ポイントキャンペーン（量販店の販売コーナー、オンラインストア）の実施
- ・ 商談会の開催 等



原発事故による諸外国の食品等の輸入規制撤廃・緩和の概要



原発事故に伴い諸外国・地域において強化された輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・撤廃される動き（規制を設けている国・地域数は事故後の54から33にまで減少）。

諸外国の食品等の輸入規制の状況（平成28年12月29日時点）

規制措置の内容／国・地域数		国・地域名	
54	規制措置を完全撤廃した国	21 カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ポリビア、インド、クウェート、ネパール、モーリシャス、イラン	
	輸入規制を継続して措置	一部の都県を対象に輸入停止	10 韓国、中国、シンガポール、香港、マカオ、台湾、ロシア（日本での出荷制限品目を停止）米国、フィリピン、レバノン
		一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書を要求	18 インドネシア、アルゼンチン、仏領ポリネシア、オマーン、サウジアラビア、バーレーン、エジプト、コンゴ民主共和国、モロッコ、ブラジル、EU※、EFTA（アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン）、ブルネイ、ニューカレドニア、アラブ首長国連邦（UAE）※EU加盟国（28カ国）を1地域とカウント。
	自国での検査強化	5 パキスタン、ウクライナ、イスラエル、トルコ、カタール	
33			

注1) 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。注2) タイ政府は規制措置を撤廃したが、一部の野生動物肉についてのみ検査証明書等を要求。

最近の規制措置が完全撤廃された例

撤廃された年月	国名
平成25年 9月	ベトナム
平成26年 1月	イラク
〃	豪州
平成27年 5月	タイ ※一部の野生動物肉を除く
11月	ポリビア
平成28年 2月	インド
5月	クウェート
8月	ネパール
12月	モーリシャス
〃	イラン

最近の輸入規制緩和の例

緩和された年月	国名	緩和の主な内容
平成28年 1月	EU ※	検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小（福島県の野菜、果実(柿を除く)、畜産品、そば、茶等を検査証明対象から除外等）
1、2、3、4、7、8、9、10、12月	米国	輸入停止(福島県等) → 一部の品目が順次解除
3月	エジプト	検査証明書の対象地域及び対象品目に変更（11都県の全ての食品・飼料→7県の水産物）
6月	ブルネイ	輸入停止（福島県の食肉、野菜、果物、水産物、牛乳・乳製品）→検査証明書添付で輸入可能（福島県の全食品が検査証明書の対象に）
6、9月	仏領ポリネシア	検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小（福島県の野菜、果実(柿を除く)、畜産品、そば、茶等を検査証明対象から除外等）(9月)
7月	カタール	検査報告書（47都道府県）→輸入時サンプル検査
〃	イスラエル	輸入時サンプル検査の対象地域及び対象品目が縮小
10月	ニューカレドニア	輸入停止（12都県の全ての食品・飼料）→解除（野菜、果実(柿を除く)、畜産品、そば、茶等について証明書の添付も不要に）
12月	UAE	検査証明書の対象地域の縮小（15都県の全ての食品・飼料→5県のみ）

※ スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン（EFTA加盟国）もEUに準拠した規制緩和を実施。

原発事故による諸外国の食品等の輸入規制の動き

我が国の主な輸出先国・地域においては、原発事故に伴い、福島県他の一定地域からの日本産農林水産物・食品の輸入規制を維持、強化（韓国、台湾）。

現在、香港、台湾、中国及び韓国に対し、重点的に規制撤廃を申し入れ中。

主な輸出先国の輸入停止措置の例

輸出先国・地域	輸出額 (平成28年) ※括弧内は輸出額に 占める割合	輸入停止措置対象県	輸入停止品目
香港	1,853億円 (24.7%)	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	野菜・果実、牛乳、乳飲料、粉ミルク
米国	1,045億円 (13.9%)	日本国内で出荷制限措置がとられた県	日本国内で出荷制限措置がとられた品目
台湾	931億円 (12.4%)	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	全ての食品（酒類を除く）
中国	899億円 (12.0%)	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野	全ての食品、飼料
韓国	512億円 (6.8%)	日本国内で出荷制限措置がとられた県	日本国内で出荷制限措置がとられた品目
		青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉	水産物

(*) 中国については、「10都県以外」の「野菜、果実、乳、茶葉等」については、放射性物質検査証明書の添付による輸入が認められているが、証明書の様式が合意されていないため、実質上輸入停止。

円滑に賠償金が支払われるように、東京電力に対して働きかけ

農林水産省では、農林水産関係の被害者の早期救済の観点から、東京電力に対し、中間指針等に基づく賠償金の適切な支払いを求めている。

農林水産関係では29年1月31日までに、合計約8,175億円の請求に対し、約7,765億円を支払い（約95%）※。

※29年1月31日現在、農林漁業者等の請求・支払い状況について、関係団体等からの聞き取りにより把握できたもの。

中間指針の概要（農林漁業等に関する主な内容）

政府等による農林水産物の出荷制限指示等に係る損害

○農林水産物・食品の出荷・作付・その他の生産・製造・流通に関する制限及び検査について、①政府による指示等、②地方公共団体が合理的理由に基づき行うもの、③地方公共団体が関与し、生産者団体が合理的理由に基づき行うもの、に伴う農林漁業者その他の指示等対象者の損害(減収・追加的費用等)は対象

いわゆる風評被害

原則として事故と相当因果関係がある損害として、以下の類型を記載。

○農林漁業

【農産物（茶・畜産物を除き、食用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、岩手、宮城

【茶】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、神奈川、静岡、宮城、東京

【林産物（食用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、青森、岩手、宮城、東京、神奈川、静岡、広島（広島はしいたけのみ）

【畜産物（食用に限る）】福島、茨城、栃木、岩手、宮城、群馬（岩手、宮城、群馬は牛乳・乳製品のみ）

【牛肉（セシウム汚染牛肉関係）】北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、岐阜、静岡、三重、島根（他の都道府県で同様の状況が確認された場合は同様に扱われる）

【水産物（食用・餌料用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、北海道、青森、岩手、宮城

【花】福島、茨城、栃木 【家畜の飼料及び薪・木炭】福島、岩手、宮城、栃木

【家畜排せつ物を原料とする堆肥】福島、岩手、宮城、茨城、栃木、千葉

【その他の農林水産物】福島

○農産物加工・食品製造業

○農林水産物・食品の流通業

○輸出